

令和5年度第6回松江市教育委員会会議事録

日時：令和5年8月2日（水）15：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、大谷委員、金津委員、原田委員

事務局：宮廻副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、学校教育課長、学校教育課教育指導官

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、塩川委員が所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め教育委員5名中4名の出席があり、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は、議案が2件となっている。

開会にあたり、議第13号、松江市公民館館長の任命について、並びに議第14号、令和6年度使用松江市立小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書についての公開・非公開の取扱いについてお諮りをする。

会議規則第2条第1項但し書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないとすることができるとなっている。

議第13号については、人事に関することであり、また、議第14号については、令和6年度の教科書の採択に関するものであり、8月末に採択が正式決定されることとなるが、それまでは公開ができないため、会議を非公開とし、令和3年3月30日の文科省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」にあるとおり、非公開という形で、皆さんの御意見を伺いたいと思う。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については、討論を行わずにその可否を決することになっている。

それでは、お諮りをする。本日の2つの議案、議第13号並びに議第14号については、それぞれ非公開の取扱いとすることに御異議はないか。

……………異議なし……………

御異議がないため、議第 13 号並びに議第 14 号については、非公開での審議とさせていただきます。

この決定により、本日の教育委員会会議における議案 2 件については、非公開で審議を行うため、よろしくお願いをしたいと思います。

また、本日の会議も、出席者はこれまでどおり議案説明者など、必要最小限の人数での対応とすることになっているため、御理解をいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

2 会議録署名者の指名（大谷委員、原田委員）

3 議事【議案 2 件】

○藤原教育長

議事については、先ほど決定したとおり、非公開で行う。関係者以外の皆様は御退席をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 13 号 松江市公民館館長の任命について】

○生涯学習課

議案集の 1 ページ及び別紙を御覧いただきたい。別紙のほうを用いて説明する。

事由については、前任者の辞職に伴い、新たに任命するものとしている。先般 6 月 15 日付で、持田公民館の館長を 6 期 11 年お務めになられた野津館長のほうから退職願が提出され、後任については、持田公民館運営協議会から、今回提案する西村昌志氏が推薦されたところである。

西村氏は、本年 6 月まではシルバー人材センターの理事長であった。また、松江市職員時代にも、福祉部長、社会福祉協議会の専務、保健福祉課長などを歴任され、地域福祉にも幅広い知識をお持ちの方であるほか、従前から地元の公民館活動にも積極的に参加しておられ、公民館長として適任であると判断したため、今回、その任命についてお諮りするものである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくお願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見等はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 13 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 13 号は承認された。

【議第 14 号 令和 6 年度使用松江市立小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書について】

○学校教育課

議案の 3 ページ、あと、別紙資料を配付しているため、そちらを御覧いただきたい。

今年度は、令和 6 年度から使用する小学校の教科用図書を採択する年度にあたる。本日は、議第 14 号別紙の資料 1 のとおり、松江採択地区教科用図書採択協議会会長から、教科用図書の選定について通知を受け、小学校の教科用図書の採択についてお諮りするものである。

今回お諮りする小学校用教科用図書は、令和 6 年度から 9 年度までの 4 年間使用することになり、対象となる教科用図書は 13 種目となる。

初めに、採択に関する権限や方法について説明をする。

まず、市立小中学校で使用する教科用図書の採択権限は、それぞれの市町村教育委員会にあるが、採択にあたっては、県教育委員会が採択地区を設定し、その採択地区内の市町村教育委員会が、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その地域内で同一の教科書を採択しなければならないことになっている。

松江市では、本市と安来市で構成する松江採択地区教科用図書採択協議会を設置し、協議会の委員には、構成する両市の教育委員や学校関係者のほか、より幅広い視野からの意見を反映するために、保護者の代表や学識経験者をそれぞれ委嘱して組織された。

また、教科用図書の専門的な事項の調査・研究を行うために、学校教育研究会も組織されている。

この協議会における教科書の選定経過については、資料 2 の 1 ページを御覧いただ

きたい。

まず、5月15日に両市教育委員会による打合せ会が開かれ、協議会の進め方、要綱改正、予算、日程、協議会委員等について協議が行われた。

そして、5月22日には第1回協議会が開催され、打合せ会で協議された内容について審議し承認された。

また、同日付で、種目ごとに豊富な経験を持つ教員32名が研究員として協議会会長から委嘱を受けた。

そして、6月7日に研究員を対象とした第1回学校教育研究会を開催し、教科用図書の研究の手順、研究の観点、基準等について協議され、その後、約1ヵ月半にわたり、7月24日の第2回学校教育研究会まで、それぞれの種目ごとに教科用図書の調査研究が行われた。

第2回学校教育研究会では、各種目で個別に研究された内容をまとめ、お手元にある資料3の教科用図書の選定に必要な資料が作成された。

その後、先週7月28日には第2回協議会を開催し、協議会の委員は、研究員から選定に必要な資料に基づき、教科用図書の調査研究の結果を種目ごとに説明を受けた。そして、質疑応答を交えながら議論がなされ、松江採択地区として、令和6年度から使用する小学校用教科用図書が選定された。

以上が、これまでの経緯である。

それでは、協議会において選定された教科用図書と、その選定理由について説明をさせていただく。資料1のほうに戻っていただき、2ページ以降を御覧いただきたい。こちらに簡単に選定理由をまとめている。ここに書いてある内容と、第2回の採択協議会の様子を含めて説明申し上げます。

最終的に選定された教科用図書が、どういった点が評価されたのかということを中心に説明をさせていただく。

委員の皆様のお手元に選定された会社の教科書を置いている。また、今回の選定の中で、従来と変更になった会社については、現行の会社の教科書も置いているため、それらを御覧になりながらお聞きいただきたい。

それでは、まず、国語である。3社の中から東京書籍が選定された。東京書籍については、国語科で育む資質・能力を「言葉の力」として明記し、導入部分を見開きで提示することで、児童の興味・関心を引き、学ぶ意欲を高めながら学習できる点が優

れていると高く評価された。

また、600以上のデジタルコンテンツがあり、学校での学習だけでなく、家庭学習など、児童が自主的に学習を進めることができるよう工夫されていることも評価され、東京書籍が選定されている。

続いて2種目目、書写である。3社の中から光村図書出版が選定された。光村図書出版については、1ページ内の説明の文字や絵が最小限に抑えられており、学習課題や大切なことを捉えやすいような紙面構成の工夫が優れているという点が高く評価された。

そして、学習の進め方を「考えよう」、「たしかめよう」、「生かそう」に絞り、巻頭や各ページに示すことにより、児童が見通しを持って問題解決的に学べるよう工夫されている点も評価され、光村図書出版が選定された。

続いて、社会である。3社の中から東京書籍が選定された。東京書籍については、ドラえもののアイコンにより、社会科の見方・考え方が示されており、それらの見方・考え方を働かせながら、問題解決的な学習を進める点において優れた構成となっている点が高く評価された。

そして、社会科の学習の進め方について、最後に「まとめ方」を提示することにより、単元のゴールを意識しながら、本時の学習に取り組むことが可能な構成となっており、見通しを持って学習を行う上で優れた構成となっている点についても高く評価され、東京書籍が選定されている。

続いて、地図である。2社の中から帝国書院が選定された。帝国書院については、全体的に児童の発達に合わせた地図学習の配列が工夫されている。様々な地図やグラフが用いられており、基礎的・基本的な知識・技能が身に付くよう構成が工夫されている点が優れていると高く評価された。

また、興味を引くデジタルコンテンツが豊富で、児童が自分で選択できるように工夫されていることや、土地利用の色分けが視覚的に捉えやすいものになっており、地形の様子を立体的に理解することができる地図表現になっている点についても高く評価され、帝国書院が選定されている。

続いて、算数である。現在使用している教科書は東京書籍であるが、この度6社の中から新興出版啓林館が選定された。啓林館については、数量関係や演算決定に関わる図として、具体的操作からテープ図、線分図、数直線図と、学年ごとに系統的に取

り扱われていることや、関係図も取り上げてあり、より多面的に考える力を育てる点が高く評価された。

また、教科書の各ページには「動かす」、「動画」、「問題」、「スライド」、「解説動画」の5種類のデジタルコンテンツ1,614個が用意され、効果的に学習を進める工夫がされている点も評価された。

協議会の委員の皆様からは、「東京書籍と比較した際の決定的な選定理由は何か」といった質問が挙がったが、この点については、QRコードから解説動画の視聴ができ、学び直しや災害に伴う休校時でも、学びの保障がとても充実している点や、低学年段階から数量関係・演算決定に関わる図として、先ほど説明したような関係図を取り上げていることで、中高学年になった際に、より多角的な学びにつなげることができる点について報告もあり、新興出版啓林館が選定されている。

続いて、理科になる。こちらも現行は学校図書を使用していたが、この度5社の中から東京書籍が選定された。東京書籍については、教科書が大判になっていることで、写真が見やすく、単元の導入の写真から学習や実験の予想を立てやすく、全体的に丁寧につくられているため、見通しを持って学習を行うことができる点が高く評価された。

また、デジタルコンテンツには、実験の方法、話し合いの例などを掲載し、繰り返し視聴することで、学習に向かいやすいよう工夫されている点も評価された。

研究員からは、「実際に授業する際に、いかに単元の導入で、児童に自分事として課題設定をさせるかが重要である」と意見があり、その点で、「東京書籍は、どの単元も導入段階において、見開き2ページを使って課題設定に関わる写真が大きく掲載されており、児童の予想立てを促すといった点で非常に優れている」との報告もあり、東京書籍が選定された。

続いて、生活である。6社の中から新興出版啓林館が選定された。啓林館では、どの単元も「1. わくわく」(思いや願いを持つ)、「2. いきいき」(活動や体験をする)、「3. ぐんぐん」(伝え合う・振り返る)の三段階構成になっており、活動の流れが児童にも分かりやすい点で高く評価された。

また、上巻の巻頭には「スタートブック」、下巻の巻末には「ステップブック」が付いており、幼児教育から低学年・中学年への円滑な接続が図られている点についても評価され、啓林館が選定された。

続いて、音楽である。2社の中から教育芸術社が選定された。教育芸術社では、音楽を形づくっている要素を中心として、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の学習が関連し合える題材構成がなされ、音楽を形づくっている要素を中心にして関連付けて学べるように工夫されており、学びのつながりや積み重ねが分かりやすい点が高く評価された。

また、QRコードにより、音楽づくりを試行錯誤して進めたり、他のサイトの資料を読んだりするなど、児童が自ら学んだり、思考・判断・表現につながるアドバイスをキャラクターがしたりすることで、児童が主体的に学べる工夫がたくさんある点も評価され、教育芸術社が選定された。

続いて、図画工作である。2社の中から開隆堂出版が選定された。開隆堂出版では、学習を通して育てたい3つの力をキャラクターで表し、重点となるめあてに下線が引いてあるため、児童・指導者共に活動の指針が分かりやすい点が高く評価された。

また、デジタルコンテンツの充実が図られ、学習内容や学習に必要なシート等が掲載されており、指導者が活用しやすい工夫が評価された。デジタルコンテンツについては、協議会の委員からも、『はじめに』の動画を児童が視聴することによって、児童の興味・関心を高め、活動の見通しを持つために有効である」といった意見があった。以上の点から、開隆堂出版が選定された。

続いて、家庭科になる。2社の中から開隆堂出版が選定された。開隆堂出版については、学習のめあての提示の仕方が、「1. 気づく・見つける」「2. 分かる・できる」「3. 生かす・深める」というステップで表示されており、理解しやすく、めあてに対する振り返りも同じところできるように工夫されている点が高く評価された。

また、「生活の課題と実践」では、実生活の中の課題を5つのステップで問題解決できるように例が示されており、実生活の課題を学んだことを生かして計画的に解決できるよう、取り組みやすい配慮がなされている点も評価された。

そして、「キャリアインタビュー」、「豆知識」など、多数掲載され、実生活で試したくなるような工夫・学んだことが今後の生き方につながるような工夫もされている点が評価され、開隆堂出版が選定された。

続いて、保健である。現在使用している教科書は光文書院であるが、この度5社の中から大日本図書が選定された。大日本図書では、精選された内容が分かりやすく示されており、学習すべきことが明確であり、そのため学習を深めたり、学習内容を定

着させたりするのに効果的な構成になっている点が高く評価された。

また、健康と将来の夢や目標を関連付けたり、全単元で今後の生活での活用を促す「まとめ欄」を設けたりしており、キャリア教育の視点も踏まえ、より良い自分の実現への意欲を高めている点についても評価され、大日本図書が選定をされた。

続いて、英語である。6社の中から東京書籍が選定された。東京書籍については、各単元の各ユニットが、「①単元の内容に慣れ親しむ」、「②学習の定着を図る」、「③コミュニケーションを楽しむ」、「④世界の文化を知る」という学習の流れが分かりやすい構成になっており、スモールステップで慣れ親しんだ英語を使ってコミュニケーションを図ることができる点が高く評価された。

また、アプローチを変えながら、スパイラルに活動が配置されており、確実な言語の定着を図ることができる構成になっている点についても評価された。

そして、「My Picture Dictionary」といった5・6年の2年間で使用する別冊のものもあり、分かりやすいイラストや絵で単語の意味が分かるように工夫されているだけでなく、児童が学習した英単語をオリジナルの辞書として記録できるようになっている。こうしたことから、個別最適な学びに適した構成になっている点も高く評価され、東京書籍が選定された。

最後に、道徳である。現在使用しているのは光村図書であるが、この度6社の中から東京書籍が選定された。東京書籍については、喫緊の課題である「いじめ」について、直接的な資料、間接的な資料、コラムをまとめて掲載し、更に「いのち」、「じぶん」について考える教材が明確に配当され、時期を考慮しながら、年間を通じていじめ防止に向けた学びができる構成が工夫されている点について、高く評価された。

また、デジタルコンテンツが充実し、視聴覚教材を活用した授業展開が可能となり、学びやすさや個別最適な学びに向けた配慮についても評価された。

なお、総括には記載していないが、島根県出身の坪田愛華さんの本が教材化され、身近な存在として興味を高めているという点も特徴である。

協議会の委員からは、「現行の学習指導要領で示されている『考え、議論する道徳』として、東京書籍と光村図書のどちらがふさわしいか」といった質問があったのだが、どちらの教科書も「考え、議論する道徳」を実現するための工夫が取り入れられている。

ただ、特に東京書籍については、4年生以上に、考えるためのツールとして、自分

の考えを視覚的に表現する「心のメーター」や「心情円」なども付録として取り入れられており、これらのツールを利用して話し合いを活性化させる点においても優れているということから、東京書籍が選定された。

以上、種目ごとに選定された主な理由を中心に説明した。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。今年度と変わる教科をもう1回教えていただきたい。

○学校教育課

今回の選定において、前回と異なる選定となった種目は4種目になる。まず、算数である。東京書籍から新興出版社啓林館が選定されている。2つ目が理科である。学校図書から東京書籍が選定されている。3つ目が保健である。光文書院から大日本図書が選定されている。4つ目が道徳である。光村図書から東京書籍が選定されている。

以上の4種目である。

○藤原教育長

その点も含めて、御質問・御意見をいただければと思う。何かお気づきになった点・疑問な点等があればお願いをしたいと思う。いかがか。

○大谷委員

小学校の場合、児童の学習用デジタル教科書は全教科で入るという理解でよろしいか。中学校は数学と英語が優先で入っているのだが、小学校の場合を教えてくださいよろしいか。

○学校教育課（教育指導官）

現在、学習者用のデジタル教科書については、小学校5年生以上の英語が、これは国の事業により、全ての学校に入っている。

それから、同じ事業で、算数について、希望があったところを中心に進めて、半分の学校に配付をしているという状況である。

○大谷委員

来年度、教科書が新しくなったときも、同じ状況が続くのか。

○学校教育課（教育指導官）

来年度については、国の事業としては、外国語は配布するというように聞いている。
それ以外の教科については詳しいことは聞いていない。

以上である。

○藤原教育長

デジタル教科書については、まだ方針が確定していないということと、それを使う場合は有料ということになっている。デジタル教科書を使う使わないで予算に大きな差が出る。紙については無償なのだが、デジタルについては有料という前提で話が進んでいるため、使うか使わないかは各教育委員会の判断ということになっていくと思う。

○大谷委員

有償になっているデジタル教科書は1人1冊いくらかぐらいのものなのか。

○藤原教育長

まだ全然そういうものは示されていない。

○大谷委員

承知した。

○藤原教育長

方針を決めるにあたって、まだどちらが良いか考えているようで、紙の良さもきちんと残すべきという考えもあるようだ。私も最初は短絡的に、デジタル教科書が入ったら紙の教科書はなくなって、ランドセルがいらなくなると思っていたが、そうではないということのようである。

国は、あれだけ「子育てを支援する」と言いながら、これからまた負担が増える話である。タブレットも、いまだに国は「更新費用を出す」と一言も言わない。しっかり国の動向を見ながら、いろいろな判断をしていくことになっていくと思う。

○原田委員

先ほどのデジタル教科書の話で、音楽は、今、専科の先生が足りないという状況にあり、デジタル教科書はどの先生でも使えるという視点はすごく大きいと思うのだが、音楽のデジタル教科書はないのか。

○学校教育課（教育指導官）

業者によって学習者用もつくっているところもあれば、指導者用はあるというところもある。指導者用があれば、例えば電子黒板を学校の裁量で音楽室に持って入って、電子黒板に映しながら動画を見せるなど、そういったことは可能ではないかと思っている。

それから、紙の教科書に付いているQRコードなどは、生徒がタブレットを持ってきて、自分で読み込んで、動画で確かめるということはできるだろうと思っている。

○原田委員

指導者用のデジタル教科書がなくても、教科書に付いているQRコードを先生のタブレットで読み込んで、それと電子黒板とつなげてみんなに見せるといった授業展開もできるということか。

○学校教育課（教育指導官）

それも可能である。

○原田委員

そういうやり方は無償なのか。やりたい学校はできるということか。

○学校教育課（教育指導官）

紙の教科書に付いているQRコードは現行の、今、子供たちが使っている教科書にも

載っており、読み込む動画については、今も無償で使っている。QRコードを読み取って電子黒板で動画を見たりすることは可能である。

○原田委員

指導者用のデジタル教科書は、今は、学校の裁量で買ってもらっているのか。

○学校教育課（教育指導官）

そのとおりである。指導者用のデジタル教科書には子供が持っている教科書に付いているQRコードと同じ資料もあると思うのだが、少し違うものが載っている場合もある。少しお金を出せば資料的なものが加わって、更に違うものを見せることができる。今のところ学校裁量で、指導者用を入れている学校もある。

○原田委員

学校によって違うということは聞いている。学校によって違うのもどうかと思うので、一括して買ってもらえないかと思う。

○学校教育課

少し追加させていただく。教科書は御説明したような形で採択され無償で子供たちに渡される。教科書が決まることによって、教員用の指導書のほかに、教材、すなわち授業に必要なものがCDやデジタルコンテンツなどいろいろな形で用意されている。音楽も、教科書に載っている曲のCDがあり、仮にピアノが苦手の先生が担当しても、そのCDで対応できるようになっている。そういった指導書や教材費についても、全ての学校に予算化をして、来年度は新しいものを入れるというような流れになっている。基本、教科書にあるものは大体各校で揃えるような方向で予算化している。

○藤原教育長

デジタル教科書を使った授業というのを見に行くことは可能なのか。

○学校教育課（教育指導官）

可能ではあると思う。小学校だと算数などは入れているため、指導者が電子黒板を使って、児童の教科書に載っているものと同じものを出しながら、「ここである」と示すとか、そういったことはしているため、見ることは可能だと思う。

○藤原教育長

何となく、誰もがまだイメージができない。デジタル教科書というのがどのように活用されて授業が行われているのかというところがあって、私も是非見てみたい。

○金津委員

素朴な疑問なのだが、紙の教科書にほとんど QR コードが付いていて、デジタル教科書は何が違うのかということである。デジタル教科書はタブレットなどの画面上で、ただめくれるようになっていて、QR コードのところを押したら該当の動画に飛ぶようになっているとかだったら、紙の教科書との違いがよく分からない。

○学校教育課（教育指導官）

紙の教科書に付いている QR コードと、例えば、それが学習者のデジタル教科書になったときは、同じものが見られると思う。紙だと QR コードをカメラ機能で読まなければいけないのが、タブレットだと押せば見られる。

○金津委員

要は、デジタル教科書は画面上でめくれるだけである。

○学校教育課（教育指導官）

めくれるだけなのだが、あとはそこに書き込みができるとか、色を付けることができるとか、あるいは視覚的に、色覚というか、反転したほうが読みやすいお子さん用にそのように変えられるとか、会社によっては、そこに子供たちが書き込んだことがそのまま保存できるような機能があるものもある。

それから、教科書にはないような問題が少し追加されているというのものもあるようだ。今回新しく算数で採択された啓林館のデジタル教科書は、紙の教科書に載ってない問題が少し追加されているような話も研究員のほうから出ていた。そういった工夫も今

回されているというように思う。

○藤原教育長

聞いた話によると、算数の問題で補助線を引いてくれたり、サイコロの展開図が動いて、サイコロになるようなものもあるようだ。

我々がデジタル教科書というのをきちんと実感していないと、なかなか議論もできない。授業を見に行かなくても、何かの機会にデモンストレーションをしてもらって、是非見たいというように思っているのです、よろしく願います。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

特に5年度から教科書の会社が変わるものについては、なぜ変えるのかという明確な理由が必要であるので、会議でもしっかり議論をしてきた。先生方の研究会でそれをしっかり議論されて、子供たちのことを考えたときに、こちらのほうがより分かりやすく優れているという報告があったため、この選択をするということにしたところである。大変な時間をかけて全部見て、「これが良いのではないか」というまとめをしていただいたため、原則はそこを尊重するという考え方で進めたところである。

○大谷委員

小学校の教科書が今決まって、来年度は中学校だと思っただが、中学校の教科書を選ばれるときに、小学校がここの教科書だということもある程度考えられるのか、中学校は中学校だけの視点で見られるのかというのを教えていただいてよろしいか。やはり同じ出版社だと流れがある。例えば英語だと、小学校の教科書ではこの単語を使ったので、中学校はそれをベースにつくられているというようなどころがある。少し他教科とは違うと思うのだが、その辺り松江市として何か方針があれば教えていただけたらと思う。

○学校教育課

順番として、今年小学校の教科書が選定され、そして、来年度は中学校である。恐

らく来年度は、中学校の先生方に研究員として入っていただく。小学校で採択されたものも情報として入るため、そういったことも含めて研究をしていただくようになると思う。

ただ、今も現状、小学校と中学校が全て同じ教科書会社で、教科がつながっているということにはなっていない。教科書自体は、それぞれ検定を通ったものであるため、小学校から中学校に上がり違う教科書会社であっても、勉強で大きな問題が生じることはないとは思いますが、来年度の研究員の方々は恐らく少しは意識しながら選定を進めていくのではないかと思う。それでもやはり、必ずしも同じ会社ということにはならないだろうとは思っている。

以上である。

○藤原教育長

ほかにあるか。金津委員、言い忘れたことはないか。

○金津委員

英語も多分 QR コードではネイティブの美しい発音が聞ける。児童はそれに慣れるだろうから、今後、英語で会話をする際に先生が大変だと思った。

○藤原教育長

英語は、昨今話題になっているチャット GPT の威力が最も発揮できるころだというように言われているため、どんどん授業のやり方が変わってくるのだろうと思っている。

今の授業時間の 45 分は短い。大人からしたら、あっという間に終わるという感じである。タブレットを使いながらの授業は、本当に分刻みで展開している。そのスピード感に誰もついていけないのかなと私は思ってしまう。

だからこそ、全員一緒に同じスピードで授業をやっていくというのは、これからなかなか難しいような気もする。先生方は淡々とやっておられると思うが、客観的に見ていると、すごいスピード感である。分刻みで工程が組んであって、それについてこれる子は早いスピードで分かってついてきているのだが、ついてこれない子は明らかに分かるわけである。

今までずっと一方通行で、「これを覚えろ」という世界ではない世界が今、だんだん広がっているため、この授業の仕方というのは本当に転換期がきているのではないかと、そういう印象も受けている。個別最適というのは、一体どうやったら実現できるのかと思う。

それでは意見も出尽くしたようであるため、採決に入りたいと思う。

それでは、お諮りをする。議第 14 号については、承認するというところでよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 14 号については承認された。

4 次回教育委員会会議の予定

【令和 5 年度第 7 回教育委員会会議】

日時：8 月 29 日（火） 10：00～

場所：教育委員会室

5 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

○学校教育課

先ほどの議第 14 号に関連してであるが、この採択結果は、説明の中でもあったように、資料 2 ページにも書いてあるが、8 月 31 日に公開をするという予定にしている。情報公開までは、採択に関わる情報、協議内容や選定結果、採択結果等は非公開ということになる。8 月 31 日にホームページ上で公開するということになる。そのため、それまでの情報の取り扱いについては、御注意いただくようお願いする。

以上である。

6 閉会宣言（藤原教育長）